

入 札 説 明 書

国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）の調達契約に係る入札公告（平成29年1月10日付け）に基づく入札等については、本学契約事務取扱規則及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 調達内容

- (1) 入札件名 国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断業務 一式
- (2) 入札件名の仕様等 詳細は、別紙仕様書による。
- (3) 契約期間 平成29年4月1日～平成29年6月30日
- (4) 履行場所 国立大学法人小樽商科大学
- (5) 入札方法

落札者の決定は、予定受診者数に検査項目毎単価を乗じた額の全検査項目総価を比較する最低価格落札方式をもって行う。

本業務履行に係る人件費、消耗品費、会場設営・撤去に係る費用、検査結果作成費等の一切の経費を含め入札金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除する。ただし、落札者が契約を結ばない場合には、落札価格の100分の5に相当する違約金を支払うものとする。

2 競争参加資格

- (1) 本学契約事務取扱規則第3条の規定により「当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者」に該当しない者であること。
- (2) 本学契約事務取扱規則第4条の規定により、次の各号の一に該当する事実があった後、2年を経過した者であること。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、平成28年度に北海道地域の「役務の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 当該業務を履行することを証明した者であること（業務の履行を証明する書類を提出すること。）。
- (5) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
本学会計課契約係 TEL 0134-27-5220
- (2) 入札書受領期限
平成29年1月23日（月）17時00分
- (3) 入札書の提出方法
 - ① 入札に参加する者は、別冊の仕様書、契約書（案）及び国立大学法人小樽商科大学役務供給契約基準を熟読しておくものとする。
 - ② 競争加入者等は次の各号に掲げる事項を記載した入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成29年2月3日開札〔国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断

業務一式」の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(ア) 請負名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）。

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

③ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成29年2月3日開札[国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断業務一式]の入札書在中」と朱書き中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書き、上記3の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの。

② 請負名及び入札金額のないもの。

③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの。

④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤ 請負名に重大な誤りのあるもの。

⑥ 入札金額の記載が不明確なもの。

⑦ 入札書の各単価に予定受診者数を乗じて得た額の総価に誤りがあるもの。

⑧ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの。

⑨ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに提出されなかったもの。

⑩ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの。

(5) 開札の日時及び場所

平成29年2月3日（金）11時00分

本学事務棟2階 第2会議室

(6) 開札

① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。

③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

④ 競争加入者等は開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。

⑤ 競争加入者等は、契約担当役が特に止むを得ない事情があると認める場合以外は、開札場を退場することはできない。

⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。

(ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者

- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

4 その他

(1) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別記1に掲げる競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）を添付して、上記3の(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、契約担当役から競争参加資格の確認のための書類、その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 競争参加資格の確認のための書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類は、別記1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した役務を提供できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した役務を履行できるかどうかの対象としない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。ただし、当該入札が本学契約事務取扱規則第18条第1項のただし書の規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限の範囲内で次順位者を落札者としてすることができる。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、くじを引かせ落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当役が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

本学担当者より検収完了の連絡を受けた後、1回払いとし、適正な請求書を受領した日の翌月末日までに支払うものとする。

(6) 調達件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した納入できることを証明する書類の内容は、仕様書と同様にすべて納入検査等の対象とする。
- ② 別冊仕様書等の内容に従って検査等を実施する。

別記 1

競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

1	平成 28 年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し	1 部
2	入札説明書の 2 の競争参加資格（1），（2）及び（5）に該当しない者であることを誓約した書類	1 部
3	当該業務を履行することを証明した者であること（業務の履行を証明する書類を提出すること。）	1 部
4	病院又は診療所開設許可証の写し	1 部
5	【業務の実施体制を説明する書類】 ・本業務を実施するに当たっての指揮命令系統図 ・本業務を実施するに当っての人員配置	1 部
6	【会社概要】 会社概要には、医師法に規定する医師の免許を受けた者（同免許の取消し又は医業停止命令を受けていない者に限る。）、保健師助産師看護師法に規定する看護師の免許を受けた者（同免許の取消し又は業務の停止命令を受けていない者に限る。）、臨床検査技師等に関する法律に規定する臨床検査技師の免許を受けた者（同免許の取消し又は名称の使用停止を受けていない者に限る。）及び診療放射線技師法に規定する診療放射線技師の免許を受けた者（同免許の取消し又は業務停止命令を受けていない者に限る。）の従業員数及び胸部 X 線撮影車の保有台数を含むこと。	1 部
7	参考見積書	1 部

健康診断業務の実施体制について

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

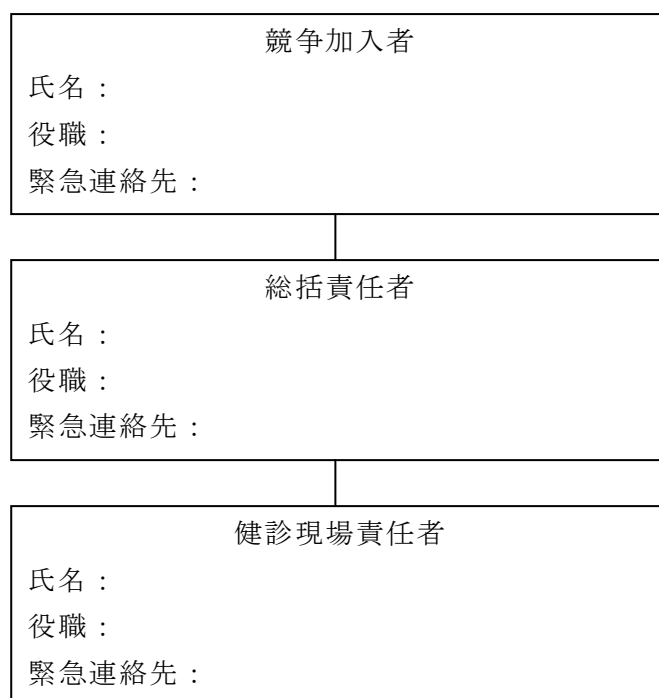
〇〇市〇〇区〇条〇丁目
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

平成 29 年 1 月 10 日付けで入札公告された「国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断業務 一式」について、弊社が受注者となった場合、以下の実施体制で実施いたします。

記

【指揮命令系統図】

※氏名，役職，緊急連絡時の電話番号を記載すること。



【人員配置】

※実施当日の人数を記載すること。

	内科診察	胸部 X 線 撮影	血圧測定	視力検査	身長・体 重測定	尿検査	健康調査
医師							
看護師							
検査技師							
放射線技師							
補助者							
その他							
合計							

入 札 書

請 負 名 国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断業務 一式

検査項目	検査項目毎単価		予定受診者数		積算金額
内科診察	円/人	×	1,740名	=	円
胸部X線撮影	円/人	×	1,680名	=	円
血圧測定	円/人	×	1,740名	=	円
視力検査	円/人		1,740名	=	円
身長・体重測定	円/人		1,740名	=	円
尿検査	円/人		1,740名	=	円
健康調査	円/人		1,740名	=	円
積算金額合計					円

予定受診者数に検査項目毎単価を乗じて得た額の全検査項目総額

入 札 金 額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学役務提供契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の請負を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

小 樽 商 科 大 学 殿

競争加入者 住 所

氏 名

印

[入札書の記載例1：競争加入者本人が入札する場合]

入札書

請負名 国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断業務 一式

検査項目	検査項目毎単価		予定受診者数		積算金額
内科診察	円/人	×	1,740名	=	円
胸部X線撮影	円/人	×	1,680名	=	円
血圧測定	円/人	×	1,740名	=	円
視力検査	円/人		1,740名	=	円
身長・体重測定	円/人		1,740名	=	円
尿検査	円/人		1,740名	=	円
健康調査	円/人		1,740名	=	円
積算金額合計					円

予定受診者数に検査項目毎単価を乗じて得た額の全検査項目総額

入札金額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学役務提供契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の請負を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

← 入札書を作成した日付を記載

(入札書提出期限までに提出する入札書にあっては開札日を記載しないこと。)

国立大学法人小樽商科大学 殿

競争加入者 住 所 ○○市○○条○○丁目

○○○○株式会社

氏 名 代表取締役 ○○ ○○ 印

備考

競争参加者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び商号及び代表者の氏名）を記載し、かつ押印すること。

〔入札書の記載例2：代理人が入札する場合〕

入 札 書

請 負 名 国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断業務 一式

検査項目	検査項目毎単価		予定受診者数		積算金額
内科診察	円/人	×	1,740名	=	円
胸部X線撮影	円/人	×	1,680名	=	円
血圧測定	円/人	×	1,740名	=	円
視力検査	円/人		1,740名	=	円
身長・体重測定	円/人		1,740名	=	円
尿検査	円/人		1,740名	=	円
健康調査	円/人		1,740名	=	円
		積算金額合計			円

予定受診者数に検査項目毎単価を乗じて得た額の全検査項目総額

入札金額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学役務提供契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の請負を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

← 入札書を作成した日付を記載

(入札書提出期限までに提出する入札書にあっては

開札日を記載しないこと。)

国立大学法人小樽商科大学 殿

競争加入者 住 所

〇〇市〇〇条〇〇丁目

〇〇〇〇株式会社

※この場合、「競争加入者」の押印は不要 → 氏 名

代表取締役 ○○ ○○

代理人氏名

〇〇株式会社〇〇支店

支店長 ○○ ○○ (印)

再度入札以降のみ可 → (又は ○○ ○○ 印)

備考

代理人が入札をする場合は、競争参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ押印すること。

なお、競争参加者本人の押印はしないこと。

[入札書の記載例3：復代理人が入札する場合] → **開札当日の再度入札の際に使用**

入 札 書

請 負 名 国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断業務 一式

検査項目	検査項目毎単価		予定受診者数		積算金額
内科診察	円/人	×	1,740名	=	円
胸部X線撮影	円/人	×	1,680名	=	円
血圧測定	円/人	×	1,740名	=	円
視力検査	円/人		1,740名	=	円
身長・体重測定	円/人		1,740名	=	円
尿検査	円/人		1,740名	=	円
健康調査	円/人		1,740名	=	円
積算金額合計					円

予定受診者数に検査項目毎単価を乗じて得た額の全検査項目総額

入 札 金 額 金 円也

国立大学法人小樽商科大学役務提供契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の請負を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日 ← **開札当日の日付を記載**

国立大学法人小樽商科大学 殿

競争参加者 住 所 〇〇市〇〇条〇〇丁目
 〇〇〇〇株式会社

※この場合、「競争参加者」 → 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇
及び「代理人」の押印は
不用である。

代 理 人 氏 名 〇〇株式会社〇〇支店
→ 支店長 〇〇 〇〇

復代理人 氏 名 〇〇 〇〇 印

備考

復代理人が入札をする場合は、競争参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人の表示並びに代理人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ押印すること。

なお、競争参加者本人及び代理人の押印はしないこと。

[代理委任状の参考例1：社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合]

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

委任者（競争加入者）

住 所

氏 名

印

私は 委任者（競争加入者）を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

委任期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日

委任対象 国立大学法人小樽商科大学における「国立大学法人小樽商科大学
学生定期健康診断業務 一式」請負契約

委任事項 1 入札に関する件

（その他委任事項があれば、付番のうえ記載すること。）

受任者（代理人）使用印鑑



[代理委任状の参考例2：支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合]

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

委任者（競争加入者）

住 所

氏 名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記は一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）住 所

氏 名

委任期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

- 委任事項
- 1 入札及び見積りに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 契約物品の納入及び取下げに関する件
 - 4 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 5 復代理人の選任に関する件

（その他委任事項があれば、付番のうえ記載すること。）

受任者（代理人）使用印鑑



[代理委任状の参考例3：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合]

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

委任者（競争参加者の代理人）

住 所

氏 名

⑨

私は、 を〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（競争参加者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

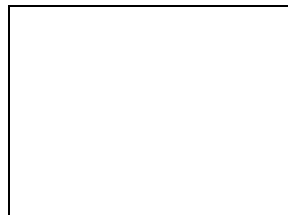
委任期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日

委任対象 国立大学法人小樽商科大学における「国立大学法人小樽商科大学
学生定期健康診断業務 一式」請負契約

委任事項 1 入札に関する件

（その他委任事項があれば、付番のうえ記載すること。）

受任者（競争参加者の復代理人）使用印鑑



平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学 殿

〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

誓 約 書

貴学における平成29年2月3日入札の「国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断業務 一式」の競争入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約いたします。

記

1. 国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則（以下「貴学契約事務取扱規則」という。）第3条の規定に該当しておりません。
2. 貴学契約事務取扱規則第4条の規定に該当しておりません。
3. 貴学から取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。

平成 年 月 日

契約担当役

国立大学法人小樽商科大学

事務局長 関 昭 裕 殿

住 所

氏 名

代表者

印

業 務 履 行 証 明 書

貴学の国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断業務 一式（平成 2 9 年 2 月 3 日入札）に関する入札において落札者となった際は、仕様書の業務内容に忠実に従い、当該業務を履行することを証明します。

仕 様 書

1. 件 名
国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断業務
2. 検査実施場所
国立大学法人小樽商科大学（小樽市緑3丁目5番21号）
3. 契約期間
平成29年4月1日から平成29年6月30日
4. 実施日程
別紙「学生定期健康診断実施要項」のとおり
5. 検査項目及び予定受診者数
別紙「学生定期健康診断実施要項」のとおり
6. 実施内容
別紙「学生定期健康診断実施要項」のとおり
7. 検査実施に当たっての注意事項
 - (1) 受注者は、健康診断に従事する者について、医師、看護師、検査技師、放射線技師等必要な資格を有する者を、適正に配置すること。
 - (2) 胸部X線の撮影フィルムまたは画像は、二重読影を行うこと。
 - (3) 受注者は、健康診断業務の実施に当たっては、不都合等が生じないよう本学担当者と双方連絡を密にし、その実施に当たるものとする。
なお、実施に当たっての医療的判断等は、本学保健管理センターの医師及び看護師の助言・協力を得て対応するものとする。
 - (4) 受注者は、健康診断業務に精通している者を総括責任者として1名置くものとする。
 - (5) 総括責任者は、健康診断業務の進捗状況を把握し、検査及び人員配置等に支障が起らないように総括、指導するものとする。
また、健康診断業務を進行するに当たっては、本学担当者と連携を密にし、適切な対応と責任をもって行うものとする。
 - (6) 受注者は、健康診断業務実施当日において、健診現場責任者を1名置くものとする。なお、健診現場責任者は、当日健康診断業務に従事する者の中から選出するものとする。
 - (7) 健診現場責任者は、健康診断業務実施日に終日常駐し、健康診断業務の進行上の問題点等を本学担当者並びに総括責任者に報告し、連絡を密に適切な対応と責任をもって行うものとする。
 - (8) 受注者は検査の実施に際して、必要な検診車、検査機器等を配備し、併せて実施時間内に検査が終了するよう必要な人員を派遣すること。
 - (9) 検査の実施に際し、検査に必要な器具、消耗品類、受診票等については、必要数量を受注者が準備すること。
 - (10) 各検査の受付や受付用具の準備及び案内の掲示は、受注者が行うこと。
 - (11) 検査会場の設営及び後片付けは受注者が行い、発注者の確認を受けること。
なお、会場設営にあたっては、受診者のプライバシーに十分配慮した設営を心がけること。
 - (12) 使用済みの器具類の処分・廃棄については、受注者が行うこと。
 - (13) 検査会場、机・椅子、電気及び水道については、発注者が提供する。
ただし、内科診察会場内を仕切るスクリーン、診察用椅子（医師及び受診者用）及びその他必要な什器については受注者が準備すること。
8. 検査実施要領および結果報告
別紙「学生定期健康診断実施要項」のとおり
9. 支払方法
 - (1) 代金の請求は、結果確認終了後、検査項目毎に結果報告受診者数×契約金額（単価）を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた後の金額）の全検査項目総額を請求するものとする。
 - (2) 代金の請求書は、本学担当者より検収完了の連絡を受けた後、小樽商科大学会計課契約係へ送付するものとする。
 - (3) 代金の支払いは、適正な請求書を受理した日から翌月末日までに1回に支払うものとする。
10. その他
 - (1) 受注者は、請負に係る検査結果及び検体の管理について、一切の責任を負うこと。

- (2) 検体の不足、検査機器および検査実施上の不備等により、検査不可能および検査結果不明となった場合は、当該検査項目についての検査を再度行うこと。なお、受注者の責により前述の状況となった場合、検査に要した費用は、受注者が負担するものとする。
- (3) 健康診断業務で使用する検査および測定機器については次のとおりとする。なお、検査に使用した機器および試験紙等の名称については、検査結果と併せて報告する。
- ・尿検査
尿試験紙を用いる場合、特定非営利活動法人日本臨床検査標準協議会（JCCLS）の標準化に適合した製品を使用すること。目視で判定する場合は正しい手技で検査を行い、検査員によって判定に差異が生じることがないように統一化すること。また、尿分析器を使用する場合には精度管理が正しく実施され、検査値の精度が保証されているものを使用すること。
 - ・体重・身長測定
体重計は検定証印（または基準適合認証）が付された機器であり、且つ定期検査を受け「定期検査済証印」を貼付されていること。
 - ・血圧測定
血圧計については医療用機器の認証を受け、且つ EMC 規格に適合している製品を使用し、定期的な保守点検を行っていること。
 - ・視力計
視力装置は国際標準に準拠した検査視標を用い、視標輝度が JIS 規格に適合していること。
- (4) 個人に関する情報の取扱いについては、関連する法令等を遵守すること。
- (5) 受注者は本業務の重要性を十分に認識し、その実施に当たっては、正確な検査データの提供に努めること。
- (6) 健康診断業務に従事する者は、本業務に従事する者であることが明らかに分かる服装（白衣及びネームプレート等）を着用することとし、清潔な服装に留意すること。
なお、各健康診断実施予定日の一週間前までに、診察及び検査を行う者の名簿及び資格証の写しを発注者に提出するものとする。
- (7) 受注者は、本仕様書に基づいて誠実に業務を遂行するとともに、事前に担当部署と綿密な打合せを行うこと。
- (8) 本仕様で定めのない事項その他疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示によるものとする。
- (9) その他必要な細目は、国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則によるものとする。

学生定期健康診断実施要項

1. 担当部署

検査の実施に係る本学の担当部署及び担当事項は、下記のとおりとする。

- (1) 国立大学法人小樽商科大学の検査実施及び結果確認に関する事項

国立大学法人小樽商科大学大学保健管理センター

- (2) その他の契約に関する事項

国立大学法人小樽商科大学会計課契約係

2. 定期健康診断の日程および会場

平成29年度については、下表のとおり実施する。

ただし、契約締結後、不測の事態により日程を変更する場合は、発注者の指定する職員と、受注者の間において打合せのうえ決定するものとする。

日時	対象・内容	備考
4月8日(土) 午前の部 9:30~(11:30)12:00 午後の部 13:00~(15:30)16:00	新入生・大学院生(若干, 2年次以上学生を含む)	〇 は受付終了時間
4月10日(月)・11日(火) 午前の部 10:00~(12:30)13:00 午後の部 14:00~(18:30)19:00	2年次以上学生・非正規生(若干, 新入生・大学院生を含む)	

会場 ^{注1}	実施項目	備考
① 大学会館(多目的ホール, 談話ホール, 音文連室, 体育会室, 1階トイレ前)	受付, 受診票の記載, 身長・体重・視力・血圧測定, 尿検査, 男子の内科診察	注1 会場の配置図は(別紙①「学内配置図」)を参照
② 大学会館前(X線撮影バス)	男子の胸部X線撮影 ^{注2}	
③ 保健管理センター内	女子の内科診察および更衣(胸部X線撮影用)	注2 X線撮影用バスは男女別で2台用意
④ 保健管理センター玄関前(X線撮影バス)	女子の胸部X線撮影 ^{注2}	

3. 実施項目および受診予定数

実施項目および受診予定数は下表のとおりである。

但し、実際の受診人数には増減があるものとし実施にあたる。

検査項目	受診予定数 ^{注1}			合計	備考
	平成29年4月8日(土)	平成29年4月10日(月)	平成29年4月11日(火)		
内科診察	620名	560名	560名	1740名	注1: 昨年の受診数を参考に算出 注2: 新入生は必須項目, 2年次以上の学生は「健康診断証明書」が必要な場合のみ必須
胸部X線撮影 ^{注2}	620名	530名	530名	1680名	
血圧測定	620名	560名	560名	1740名	
視力検査	620名	560名	560名	1740名	
身長・体重測定	620名	560名	560名	1740名	
尿検査	620名	560名	560名	1740名	
健康調査(既往歴・現病歴・自覚症状の質問を含む)	620名	560名	560名	1740名	

(学校保健安全法による実施)

4. 検査実施要領

参考として平成28年度の業務担当人員配置を下表に示す。

なお、平成29年度は看護師を除く本学職員の人員配置は行わないため、実施に必要な人員配置に十分留意すること。

(参考：平成28年度業務担当人員配置)

項目	担当人員		担当内容等
	業者	大学	
内科診察	2名（医師） （土曜のみ3名（医師））	3名（職員1名，看護師1名，医師1名）	職員～男子の誘導 看護師～女子の診察補助および誘導 本学医師～女子の診察
胸部X線撮影（バス2台）	X線バス各1名（放射線技師）	1名（職員）	保健管理センター内の更衣等の誘導
血圧測定 （全自動血圧計3台）	2名（看護師）	—	
視力測定 （全自動視力計3台）	—	3名（職員）	各測定器の測定フォロー
身体測定 （全自動身長体重計1台）	—	1名（職員）	測定フォロー
尿検査	2名（検査技師）	—	
受付（健康調査を含む受診票配布および回収等）	2名	3名（職員2名，看護師1名）	職員～受診票・受診の手引きを配布 看護師～フリー 業者～受診票への採番・回収
合計	10名（土曜のみ11名）	11名	総計 21～22名

各検査の実施要領は次のとおりである。

（1）内科診察

1）医師の配置人数および留意点は下表のとおりとする。

実施日	男子担当医師人数	女子担当医師人数	合計	留意点
4月8日（土）	2名	2名 ^{注2}	4名	注1 但し，17：00以降は医師1名でも可とする。 注2 可能な限り女性医師を配置する。
4月10日（月） 11日（火）	2名 ^{注1}	1名 ^{注2}	3名	

2）以下の項目について必要に応じて問診，視診，触診，聴診等を行い，それぞれについて異常の有無を判定する。異常がある場合は，その内容について記載する。

①栄養状態

- ・視診により，明らかな肥満あるいはやせの有無を評価する。

②眼の疾病及び異常（結膜貧血については「その他の疾病および異常」に含める）

- ・問診により，自覚症状の有無をたずねる。
- ・視診により，眼球結膜の黄染，目やに，その他の異常の有無を評価する。

③耳鼻咽喉頭疾患

- ・問診により，自覚症状の有無をたずねる。
- ・頸部の視診および触診により，甲状腺腫大の有無を評価する。
- ・頸部の触診により，頸部腫瘤の有無を評価する。

④皮膚疾患

- ・問診により，皮膚の掻痒その他の自覚症状の有無を評価する。
- ・視診により，発疹，皮膚炎その他の皮膚の異常の有無を評価する。

⑤結核

- ・問診により自覚症状や慢性咳嗽の有無をたずねる。

⑥心臓疾病及び異常

- ・問診により，自覚症状の有無をたずねる。
- ・胸部聴診により，心音の異常の有無を評価する。

⑦その他の疾病及び異常

- ・胸部聴診により，呼吸音の異常の有無を評価する。
- ・眼瞼結核の視診により，明らかな貧血の有無を評価する。

(2) 胸部X線撮影

- 1) 間接撮影もしくはデジタル撮影とする。
- 2) 男子の撮影時，Tシャツのプリント等，読影に支障があるものなどが映り込まないように注意を払う。
- 3) 女子の撮影時，ブラジャーを外して撮影を行う。撮影に臨む際は，保健管理センター内で更衣し無地のTシャツ等（学生が持参していなければ発注者が用意）を着用して撮影に臨むこととする。なお，撮影時は読影に支障があるものが映り込まないように注意を払うとともに，羞恥心に配慮する。

(3) 血圧測定

- 1) 血圧測定機器は，3台以上設置する。
- 2) 測定は原則右上腕で行うこととする。また測定の際は正しい方法に十分留意する。
- 3) 受診者が落ち着いた状態で測定に臨むよう配慮する。しかし，1回目が収縮期血圧（最高血圧）140mmHg以上，拡張期血圧（最低血圧）90mmHg以上の両方もしくはいずれかに該当した場合は，小休止後2回目の測定を行う。
また，収縮期血圧（最高血圧）が80mmHg以下の場合，本人の身体状態を観察し特段異常がなければ，測定方法を確認の上再測定を行う。
- 4) 測定は2回までとし，2回とも測定値を記録する。
- 5) 血圧測定のと度，脈拍測定も行うこととする。

(4) 視力検査

- 1) 視力計は，3台以上設置する。
- 2) 左右裸眼もしくは矯正視力による検査とする。
(眼鏡・コンタクトレンズ使用者は，矯正視力のみ測定（裸眼視力は不要）)

(5) 身体測定

- 1) 身長・体重を測定し，BMIを算出する。なお，体重測定の際に風袋として1kgを予め引いて測定する。
- 2) 測定の際はプライバシーに配慮する。

(6) 尿検査

- 1) 採尿器は受注者で用意する。
- 2) 尿検査の検査項目は，蛋白，糖，潜血とする。
- 3) 新入生について

発注者が事前に採尿器を配布するため，指定する期日までに必要な人数分を保健管理センターに提出する。採尿は原則，検査当日朝行い，当日持参するものとするが，持参できなかった場合はできるだけ健康診断実施期間中に提出させる。但し，月経中等で検査が不能である場合には，後日，保健管理センターに提出することとする。

4) 2年次以上の学生について

原則，随時尿とする。採尿する前に月経の有無をチェックし，月経中の場合は検査せずに，当該本人に採尿器と説明用紙（本学保健管理センターで準備）を渡し，後日，本学保健管理センターに提出するよう指導する。また，採尿後のカップの受け渡しや説明にあたっては，男女の区別を設け，プライバシーに十分配慮する。

- 5) 月経中で検査が不能であった者についてはその旨を結果に記載する。（別紙③「健康診断外部ファイル仕様」参照）

(7) 健康調査

健康調査は受診票に質問項目を設けて実施する。健康調査の質問内容については別紙③「健康診断外部ファイル仕様」を参照。新入生は事前に健康調査項目を含む受診票を配布し、必要事項を記載の上、健康診断当日に持参する。よって、新入生の受診票は発注者が指定する期日までに保健管理センターに人数分に余裕をもって提出すること。2年次以上の学生については健康診断当日に受診票を配布し、記載台を設けて各自記載するよう案内する。なお、受診票の作成および健康調査の方法の詳細は保健管理センターと打ち合わせて決定する。

5. 検査結果及び報告について

検査結果については所見または測定データを記載し各判定結果を記載する。但し、健康調査については判定結果を設けない。検査結果の提出は検査実施日から3週間以内に本学が提供する形式（別紙③「健康診断外部ファイル仕様」参照）により電子データ（CD-RもしくはUSBメモリ等）で保健管理センターに提出する。また、特に胸部X線検査、内科診察、尿検査、血圧測定については、「要再検査」・「要精密検査」対象者に対して（別紙②「精密（二次）検査依頼書兼結果報告書」見本参照）を作成し検査結果と共に保健管理センターに提出する。

各項目の記載方法の詳細および報告方法については次のとおりである。（別紙③「健康診断外部ファイル仕様」参照）

(1) 内科診察

- ・診察所見と判定結果を記載する。詳細は別紙③「健康診断外部ファイル仕様」を参照。

(2) 胸部X線撮影

- ・胸部X線撮影の画像またはフィルムのナンバーおよび撮影方法を明記する。
- ・有所見者の場合、簡潔に異常部位及び所見内容を記録する。
- ・胸部X線撮影の検査結果の判定については、後日、発注者から照会があった場合、読影者がわかるようにする。
- ・早急に対処すべき所見がある場合は、その都度、保健管理センターに報告する。
- ・有所見者で「要再検査」および「要精密検査」の判定であった場合は、「異常部位及び所見内容を記載した有所見リスト（任意様式）」を作成し、3週間以内に有所見者のX線フィルムの写しと併せて保健管理センターに提出する。

(3) 血圧測定

- ・別紙③「健康診断外部ファイル仕様」を参照

(4) 視力測定

- ・別紙③「健康診断外部ファイル仕様」を参照

(5) 身体計測

- ・別紙③「健康診断外部ファイル仕様」を参照

(6) 尿検査

- ・別紙③「健康診断外部ファイル仕様」を参照

(7) 健康調査

- ・別紙③「健康診断外部ファイル仕様」を参照

6. その他

(1) 案内掲示

受注者は各検査コーナーを示す案内を準備し、見やすいように掲示する。なお、健康診断の実施を知らせる看板（正門に設置）や各健診会場の案内については発注者が準備し掲示する。

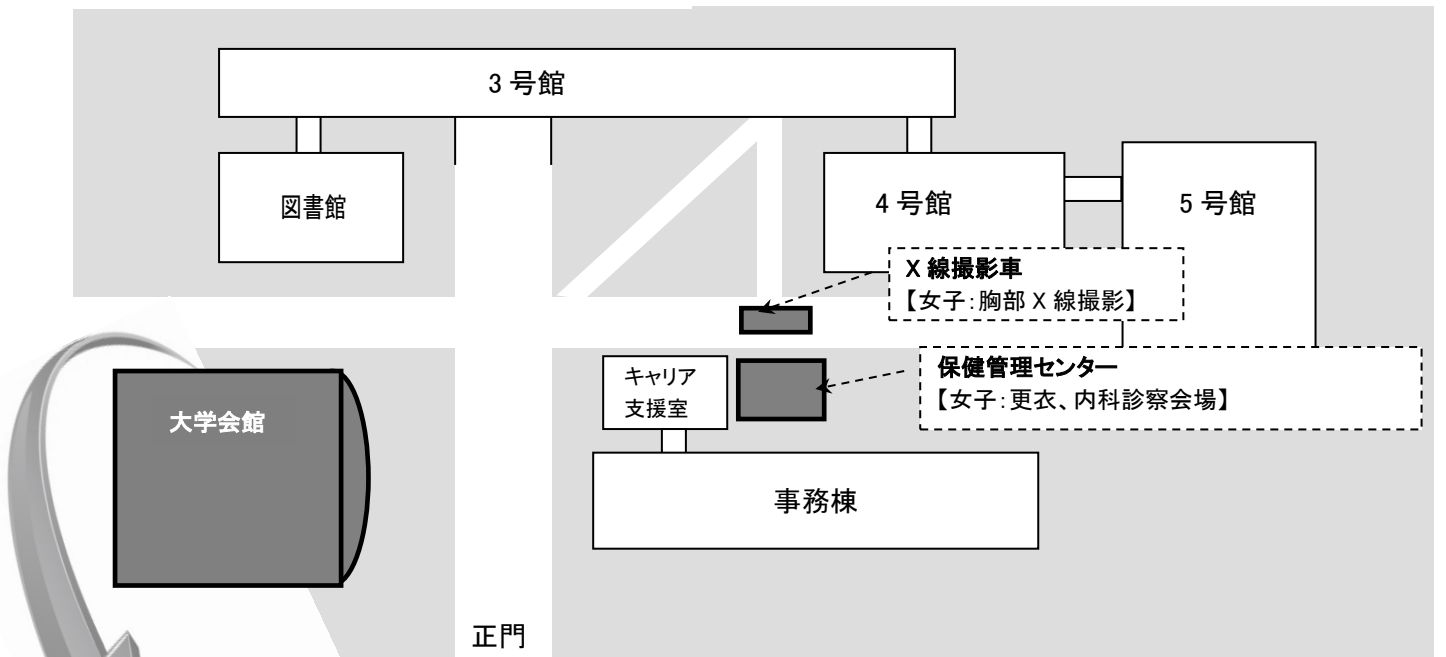
(2) 誘導

受注者は受診者が必要な検査項目をもれなく受診できるよう配慮し、適宜誘導および案内を行うものとする。なお、受診の順番については発注者と打ち合わせて決定する。発注者は保健管理センター内に看護師一名を配置し、誘導を行う。

(3) 受付および受診票の扱いについて

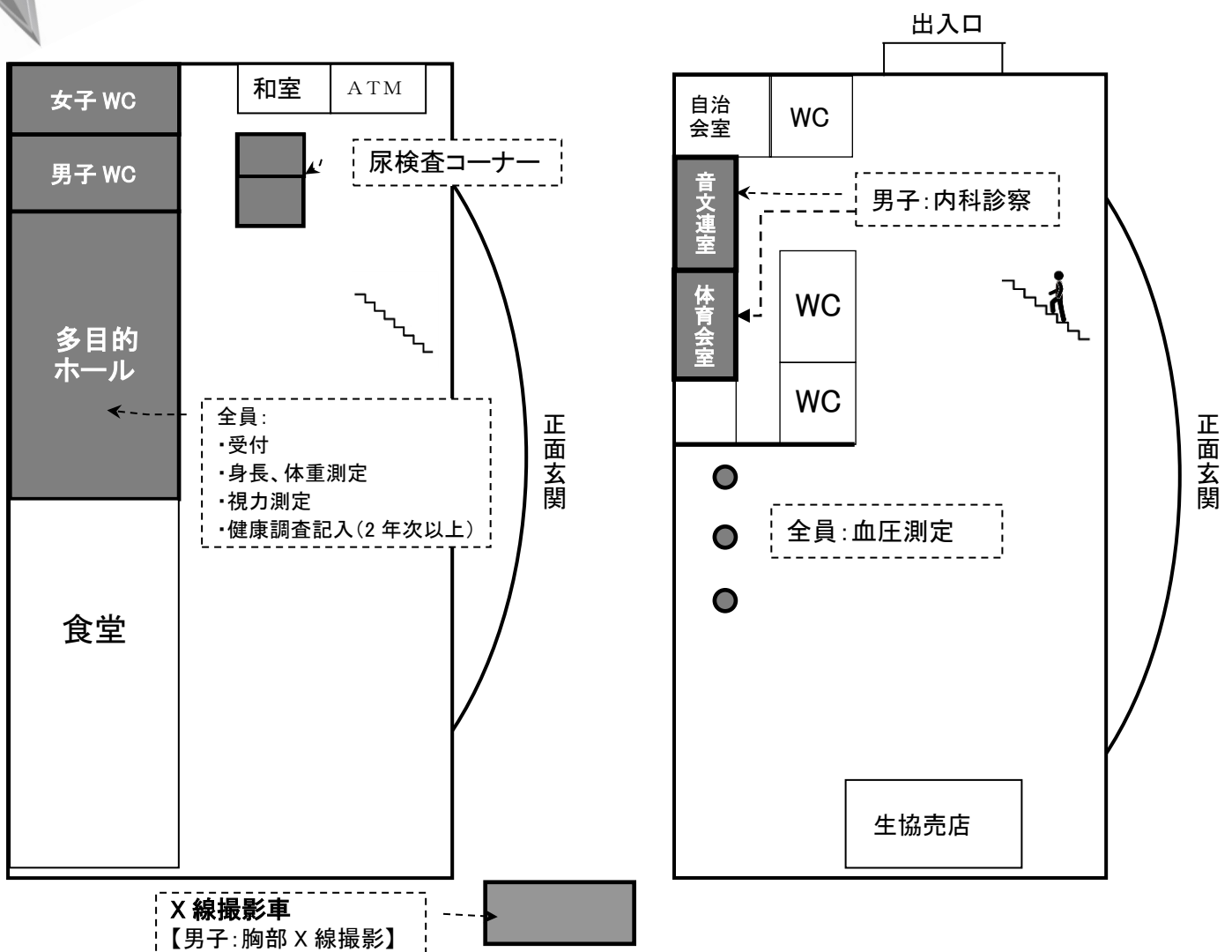
受注者は健康診断の説明・総合案内および受診票の配布等を担う受付を設ける。その際、業務を行う人員を適切に配置し、スムーズに受診を開始できるように配慮する。また、受診票の回収および管理を行い、必要な記載および検査項目の受診がもれなく実施されているのを確認する。受診票は全て回収するよう努めること。

※濃く塗りつぶした箇所が健康診断の実施場所です。



大学会館1F

大学会館2F



精密（再）検査依頼書兼結果報告書

ご依頼

平成 年 月 日

御担当医 様

小樽商科大学保健管理センター
〒047-8501 小樽市緑3丁目5-21
Tel&Fax 0134-27-5266(直通)

平素より格別のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の方は、この度の健康診断の結果、精密（再）検査または治療が必要とされる所見が認められました。
ご多忙中恐縮ですが、御高診くださいますようお願い申し上げます。尚、結果につきましては、本状下段の結果
報告欄にてご回答くださり、直接本人にお渡しくださいますようお願い申し上げます。

実施団体名	小樽商科大学	健診年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
受診者名	ふりかな 〇〇〇〇 様	ID	〇〇〇〇〇〇
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
年齢・性別	〇〇歳 〇		

該当項目をチェッ
クまたは塗りつぶし

依頼理由

☐ 診 察 所 見	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	判定	〇〇〇〇
☐ 胸部X線 所見	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	判定	〇〇〇〇
☐ 尿 検 査 結 果	尿蛋白(〇) 尿糖(〇) 尿潜血(〇)	判定	〇〇〇〇
☐ 血圧測定 結 果	〇〇/〇〇mmHg 脈拍 〇〇/分	判定	〇〇〇〇

結果報告欄

診 察 および 検 査 結 果 を 御 記 入 願 い ま す 。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

健康診断受注先医療機関名

住所 :

Tel :

受注先機関の情報を入力

担当者氏名 :

学生健康診断外部ファイル仕様

1. 発注者が提供する学生の基本情報

・エクセルファイル

カラム名	書式	書式および記載例
学生番号	標準	5桁から7桁の数字(例:2017001, 29300, 201701)
氏名	標準	漢字またはアルファベット
シメイ	標準	カタカナ
生年月日	日付	yyyy/mm/dd
性別	標準	男, 女

2. 受注者が報告する健康診断結果

・CSVファイル ※受診しているにもかかわらず、未実施の項目は「未受診」と記載する)

分類	カラム名	書式および記載例
基本情報	学生番号	発注者が提供する書式
	氏名	発注者が提供する書式
	シメイ	発注者が提供する書式
	生年月日	発注者が提供する書式
	性別	発注者が提供する書式
	受診年月日	yyyy/mm/dd(未受診の場合は空欄)
診察・検査・測定および判定	身長	(単位はcm, 小数点第1位まで記載)
	体重	(単位はKg, 小数点第1位まで記載)
	BMI	(小数点第1位まで記録)
	視力裸眼右	測定値
	視力裸眼左	測定値
	視力矯正右	測定値
	視力矯正左	測定値
	視力判定	(左右裸眼および矯正視力0.5以下の場合は「要再検査」と記載。それ以外は空欄。)
	①血圧上	(1回目の測定値を記載)
	①血圧下	(1回目の測定値を記載)
	①脈拍	(1回目の測定値を記載)
	②血圧上	(2回目の測定値を記載, なければ空欄)
	②血圧下	(2回目の測定値を記載, なければ空欄)
	②脈拍	(2回目の測定値を記載, なければ空欄)
	血圧判定	(収縮期血圧140mmHg未満かつ80mmHg以上, 拡張期血圧90mmHg未満で「異常なし」とし, 2回目測定値で基準値を外れる場合は「要再検査」と記載)
	尿蛋白	-, ±, +, 2+, 3+
	尿潜血	-, +, 2+, 3+
	尿糖	-, ±, +, 2+, 3+
	尿判定	全ての項目が「-」の場合「異常なし」, 尿蛋白「±」で「経過観察」, これ以外は「要再検査」とする。月経中の場合は「月経中」と記載する。
	既往歴	特になし(左記以外はその内容を記載)
	内科所見	異常なし(左記以外はその所見を記載)
	内科判定	異常なし(左記以外はその所見によって「問題なし」, 「経過観察」, 「要精密検査」, 「要治療」, 「治療継続」等と記載)
	胸部No	(画像またはフィルムの番号を記載)
	撮影方法	(デジタルまたは間接撮影と撮影方法を記載する)
	胸部X-P所見	異常なし(左記以外はその所見を記載)
	胸部X-P判定	異常なし(左記以外はその所見によって「問題なし」, 「経過観察」, 「要再検査」, 「要精密検査」, 「治療継続」等と記載)
健康・生活習慣調査	既往歴有無	1=なし, 2=あり
	既往歴内容	内容を記載, 記載がなければ空欄
	現病歴有無	1=なし, 2=あり
	現病歴内容	内容を記載, 記載がなければ空欄
	アレルギーの有無	1=なし, 2=あり
	アレルギーの内容	内容を記載, 記載がなければ空欄
	エビベン処方の有無	1=なし, 2=あり
	障害の有無	1=なし, 2=あり
	障害の内容	内容を記載, 記載がなければ空欄
	朝食	1=毎日食べる, 2=時々食べる, 3=ほとんど食べない
	運動	1=ほぼ毎日運動する, 2=時々運動する, 3=ほとんどしない
	喫煙	1=すわない, 2=やめた, 3=吸う
	飲酒	1=飲まない, 2=たまに飲む, 3=ほぼ毎日飲む
	相談希望の有無	1=なし, 2=あり
	相談内容	内容を記載, 記載がなければ空欄

健康診断業務請負契約書

請 負 名 国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断業務 一式
請負代金額 別紙「契約単価一覧表」のとおりに

発注者 契約担当役 国立大学法人小樽商科大学事務局長 関 昭裕と受注者（落 札 者）との間において、国立大学法人小樽商科大学学生定期健康診断（以下、健康診断）について、上記の金額で、次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別冊の仕様書に基づいて、発注者が指定する職員の監督により健康診断を行うものとする。
- 第2条 健康診断に要する器具および消耗品等の一切は、受注者が負担するものとする。ただし、検査会場、机、椅子、電気および水道については発注者が提供するものとし、その他業務遂行のための必要な什器については受注者が準備するものとする。
- 第3条 契約期間は、平成29年4月1日から平成29年6月30日までとする。
- 第4条 契約保証金は、免除する。
- 第5条 受注者は、健康診断に従事する者の身元、衛生、風紀および規律の維持に関して、一切の責任を負い、発注者が適当でないと認めた者は健康診断に従事させないものとする。
- 第6条 受注者は、受注者の故意または過失により、建物、機械、器具等に損害が発生したときは、発注者の指定する期間内に原形に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた時は、この限りでない。
- 第7条 受注者は、検査結果報告書を作成し、発注者の指定する職員に提出するものとする。
- 第8条 検体の不足、検査機器の不備、検査実施上の不手際により検査不可能および検査結果不明となった場合は、当該検査項目についての検査を再度行うものとする。なお、受注者の責により前述の状況となった場合、再検査に要した費用は、受注者が負担するものとする。
- 第9条 請負代金は、適正な請求書を受理した日から翌月末日までに支払うものとする。
- 第10条 請負代金の請求書は、本学担当者より検収完了の連絡を受けた後、小樽商科大学会計課契約係へ送付するものとする。
- 第11条 発注者及び受注者は、健康診断の実施が不可能になったときは、必要に応じて、双方協議の上、契約の解除をすることができるものとする。
- 第12条 発注者は、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができるものとする。
- 一 受注者が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - 二 この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
 - 三 受注者が、この契約を履行する能力を失ったことが、明らかに認められるとき。
 - 四 受注者が本健康診断により発注者に損害を与えたとき。
 - 五 前各号のほか、受注者が、この契約に違反したとき。
- 2 前項の解除の事由が受注者の責に帰すべきものであるときは、受注者は、請負代金額に予定受診者数から実施済受診者数を差し引いた人数を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期日までに支払わなければならない。
- 第13条 受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得ることなしに、本業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 受注者が前項に基づく発注者の承諾を得て本業務を第三者に再委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再委託先を選定するとともに、当該再委託先との間で個人情報の取り扱いに関する覚書を取り交わさなくてはならない。
 - 3 前項の場合といえども、再委託先の行為を受注者の行為とみなし、受注者は、本契約に基づき受注者が負担する義務を免れない。
- 第14条 受注者は、この契約に関して、次の号の一に該当するときは、請負代金額に予定受診者数を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 受注者が私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条1項に規定する納付命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。
 - 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 三 受注者が（受注者が法人の場合であつては、その役員又は使用人）は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 発注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
- 第15条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則によるものとする。
- 第16条 個人情報の保護の取扱いについては、別に定める個人情報保護に関する覚書による。
- 第17条 この契約について、発注者、受注者間に紛争が生じたとき、法令の改正、その他相当の事由により代金額を改正する必要があるときは、双方誠意をもって協議の上、円満にこれを解決するものとする。
- 第18条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者、受注者間において、協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 小樽市緑3丁目5番21号
契約担当役
国立大学法人小樽商科大学
事務局長 関 昭 裕

受注者 （落 札 者）

契約単価一覧表

請負代金額 1 人あたり

検査項目	請負代金額（税込）	うち消費税相当額
内科診察	円	円
胸部X線撮影	円	円
血圧測定	円	円
視力検査	円	円
身長・体重測定	円	円
尿検査	円	円
健康調査	円	円

上記の消費税相当額は、消費税法第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定により算出したもので、請負代金額に 1 0 8 分の 8 を乗じて得た額である。

個人情報保護に関する覚書

発注者 国立大学法人小樽商科大学（以下「甲」という。）と受注者（落札者）（以下「乙」という。）とは、平成 年 月 日付で締結した小樽商科大学学生定期健康診断業務一式（以下「本契約」という。）にかかる個人情報保護の取扱に関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結するものとする。

- 第1条 乙は、本契約の実施に際して知り得た個人情報については、国立大学法人小樽商科大学個人情報管理規程（平成17年制定 第6章）及びその他関係法令等（以下「法令等」という。）を遵守するものとする。
- 第2条 乙は、前条の義務を履行するため、法令等に従い、個人データの漏洩、滅失又は、毀損の防止その他個人データの安全管理のために、自己の組織内に個人情報の安全管理に関する責任者を定め、十分な安全管理を行い、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 第3条 乙は、本契約を遂行するにあたり、甲から提供された個人情報の記録された資料等を第三者に提供してはならない。ただし、予め甲が書面により承諾した場合は、この限りではない。
- 第4条 乙は、本契約に従事しているものに対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
- 第5条 乙は、本契約を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。
- 第6条 甲は、乙が実施する第2条の安全管理措置について、乙に報告を求めることができる。
- 2 甲は、乙の個人情報の取扱に疑義が生じた場合、乙に説明を求め、必要に応じて改善を求めることができるものとする。
- 第7条 乙は、本契約終了時に当該本契約に使用した個人情報及び知り得た個人情報を、甲の指示に従い返却又は消去しなければならない。
- 第8条 乙は、本契約を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏洩、滅失又は毀損した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 第9条 本覚書は、本契約終了後も有効に存続するものとする。
- 第10条 甲は、乙が本覚書に違反していると認めたときは、本契約の解除をすることができる。
- 2 乙が、本契約に関して、自ら保管する個人情報が漏洩したことにより、甲に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。
- 第11条 本覚書条項の解釈に疑義が生じた場合、また本覚書の内容に変更が生ずる場合は、甲、乙間において協議のうえ決定するものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 小樽市緑3丁目5番21号
契約担当役
国立大学法人小樽商科大学
事務局長 関 昭 裕

乙（落札者）

入 札 者 心 得 書

- 第1 入札は、別に公告（又は通知）した事項のほか、この心得書の定めるところにより行う。
- 2 入札に参加する者は、公告（又は通知）に示した日時までに仕様書、図面、見本又は現品若しくは現場、契約書（案）を熟覧しておくものとする。
- 3 入札者は、入札後においてこの心得書に掲げた事項及び仕様書、図面、見本又は現品若しくは現場、契約書（案）の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- 第2 入札者は、入札の際別に交付された資格審査結果通知書の写しを受付の職員に提出して当該入札の参加資格のある者であることの確認を受けなければならない。
- 2 前項により確認を受けない者は入札させない。
- 3 取引停止の措置を受けている期間中の者は入札させない。
- 第3 入札者が代理人又は復代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面を差し出さなければならない。
- 第4 競争加入者又はその代理人（復代理人を含む。）は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- ア 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名
- イ 入札金額（入札書の記載例を参考に記入すること）
- ウ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
- エ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。
- オ 復代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人の表示並びに代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。
- 第5 入札書は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は称号）及び件名を明記し、当該封書を入札執行の場所に提出しなければならない。
- 第6 入札者は、入札書を入札箱に投入した後においては、その開札の前後を問わずこれを引換え若しくは変更し、又は取り消すことができない。
- 第7 入札執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者があるときは、その者を入札場外に退去させることがある。
- （1） 公正な競争の執行を妨げようとした場合
- （2） 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために談合した場合
- 第8 開札は、公告（又は通知）に示した競争執行の日時及び場所において入札者を立ち会わせて行う。
- この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない本学職員を立ち会わせる。
- 第9 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（非課税分を除く）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第10 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札金額の記載していない入札書
- (3) 競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、第4の工に定める表示、記載、押印のない又は判然としない入札書
- (5) 復代理人が入札する場合は、第4の才に定める表示、記載、押印のない又は判然としない入札書
- (6) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名の記載がない入札書
- (7) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印していない入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

第11 入札は、予定価格の制限の範囲内で、最低価格(売払いの場合は最高の価格)の有効入札をした者を落札者とする。ただし、当該入札が国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則第18条ただし書の規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限の範囲内で次順位者を落札者としてすることができる。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引いて落札者を定める。

3 前項の同価格の落札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない本学職員に、これに代わってくじを引かせる。

4 落札者を決定したときは、入札者にその氏名(法人にあっては名称)及びその金額をその場所で発表する。ただし、第1項ただし書により落札者を決定する場合においては、別に書面で通知する。

5 第1項本文において落札者がいないときは、直ちに再度の入札をする。

第12 落札者は、契約の相手方として決定した日から7日以内(遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間)に、契約書を差し出さなければならない。

第13 その他一般的約定事項については、国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則によるものとする。